

「(那覇市公式ホームページ)生成 AI チャットボット導入事業」  
に関する公募型プロポーザル募集要領

令和 8 年 7 月

那覇市 総務部 秘書広報課

## 1. 本事業の目的

那覇市公式ホームページ(以下、「HP」という。)に生成AIチャットボットを導入し市民が必要な行政情報を容易かつ迅速に取得できる環境を整備するとともに、電話・窓口等への問い合わせ件数を削減することで職員の負担軽減を図ることを目的とする。

## 2. 事業概要

### (1) 事業名称

(那覇市公式ホームページ)生成 AI チャットボット導入事業

### (2) 業務の範囲

本業務の範囲は次のとおり。

ア HP への生成 AI チャットボット導入業務(以下、「導入業務」という。)

イ 生成 AI チャットボット運用・保守業務(以下、「運用・保守業務」という。)

### (3) 業務に求める要件

別紙1「(那覇市公式ホームページ)生成 AI チャットボット導入事業仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。

### (4) 履行期間

#### ア 導入業務

契約締結日から令和8年10月31日まで

公開日は令和8年11月2日とする。

#### イ 運用・保守業務

令和8年11月1日から令和11年10月31日まで(36ヶ月)

### (5) 提案上限総額

9,240,000 円

#### (内訳)

ア 導入業務に係る提案上限額 1,320,000 円

イ 運用・保守業務に係る提案上限額 7,920,000 円(36カ月)月額 220,000 円

各業務ともに、各提案上限額を超える見積価額の提案は受け付けない

※消費税及び地方消費税を含む

※採用された企画提案に基づき、業務内容を確認のうえ、契約前に再度見積を求める

### (6) 支払方法

導入業務:完了後、一括払い

運用・保守業務: 月額払い

### 3. 参加要件

#### (1) 提案事業者参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、応募時点で次の要件を満たしていることとする。

ア 「2.事業概要(2)」にある業務を「2.事業概要(5)」に示す提案上限額の範囲内で実施すること。

イ ISMS 認証(ISO /IEC27001)を取得していること。

ウ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者。

エ 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

オ 那覇市による指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者。

カ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

キ 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)を完納していること。

ク 都道府県税、市町村税などを完納していること。

ケ 過去2年の間に本市やその他の官公署とその種類及び規模(人口 30 万人以上)をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した、あるいは履行中であるもの。

#### (2) 協力連携事業者要件

参加希望者は単独に限らず、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。ただし、協力連携事業者は、本業務の応募者となること、及び他の応募者の協力連携事業者となることはできない。なお、協力連携事業は 3(1)イ～クの要件を満たすものとする。

### 4. スケジュール

令和 8 年 7 月 9 日(木)正午まで 質問書提出期限

令和 8 年 7 月 14 日(火)(予定) 質問書に対する回答

令和 8 年 7 月 21 日(火)17 時まで 参加申込書等提出期限

令和 8 年 7 月 24 日(金) 参加資格確認・結果通知(予定)

令和 8 年 7 月 27 日(月)から令和 8 年 8 月 5 日(水)17 時まで 提案書提出期間

令和 8 年 8 月 14 日(金) 書類審査結果通知・案内通知(予定)

令和 8 年 8 月 25 日(火)(予定) プレゼンテーション

プレゼンテーション翌営業～2 日以内 審査結果通知

令和 8 年 8 月～9 月中旬契約締結(予定)

※プレゼンテーションの日程については予定となっており、日程変更が生じた場合は、改めて変更後の日程を示すものとする。

## 5. 提案に関する事項

### (1) 参加表明書等の提出

本提案への参加を希望する者は、参加表明書を所定の様式により提出すること。期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

提出期限:令和8年7月21日(火)17時までに提出、又は郵送必着

提出先:「6. 照会先」に定める照会先

提出物:下表のとおり

※協力連携事業者がある場合、B、C、F、H、I、L、M、N、Oは協力連携事業者も同様に提出すること。

	資料名	備考
A	参加表明書(様式1)	
B	会社概要(様式2)	
C	誓約書(守秘義務)(様式3)	
D	協力連携事業者予定調書(様式4)	
E	事業実績証明書(様式5)	導入実績を証明できる書類(件名、契約期間、契約相手及び業務内容がわかる契約書等の抜粋の写し)を添付
F	3(1)イを満たしていることがわかる書類	
G	委任状(様式6)	代表者以外の支店長、営業所長等に提案、見積、契約締結、代金請求等の権限を委任する場合。
H	誓約書(暴力団等)(様式7)	
I	使用印鑑届(様式8)	代表者印以外を使用する場合
J	印鑑証明書	原本
K	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	原本
L	消費税納税証明書(滞納のない証明書)	原本
M	都道府県税納税証明書(滞納のない証明書)	原本
N	市町村税納税証明書(滞納のない証明書)	原本
O	財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)	最新のもの

※那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録をしている者はH~Oは省略可。

(2) 提案に係る提出書類

ア 提出期限:令和8年8月5日(水)17時までに提出、又は郵送必着

※参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

※提案審査の順番は提案書の受付順の逆順とする。具体的な日時及び場所については別途通知する。

イ 提出先:「6. 照会先」に同じ

ウ 提出物一覧

	資料名	部数
A	提案提出書(様式9)	1部
B	提案書	※押印箇所には代表者印又は使用印を押印すること。 ※B、C、Dの写しを綴ったファイルを用意すること。 ※資料毎にインデックス等を付け見易さに配慮すること。
C	要件確認証明書(様式10)	
D	費用見積書	
E	CD-ROM	1部

エ 提出物詳細 :以下のとおり

A. 提案提出書(様式9)

押印箇所には代表者印を押印すること。

B. 提案書(指定様式なし)

提案書は、仕様書に記述している要件に基づき、別紙2「(那覇市公式ホームページ)生成AIチャットボット導入事業提案書作成要領」(以下、「提案書作成要領」という。)に従って作成すること。本業務の詳細は、仕様書を確認すること。

C. 要件確認証明書(様式10) ※仕様書別紙「要件確認証明書」

各要件の対応可否を「◎、○、×」を記述し、提案内容の対応状況を証明すること。備考欄の記入にあたっては、欄に書ききれない場合は、別紙(A4サイズ任意様式)の添付でも差し支えない。

「◎」標準で対応可能

「○」代替手法で対応可能

(備考欄に代替手法を記入すること。内容によっては「×」とみなす。)

「×」対応不可(「×」の場合は、原則選定されない。)

D. 費用見積書(指定様式なし)

提案する本業務に必要な費用を見積、以下の内容に従って作成すること。

【導入業務】

導入費用総額を記載すること。

【運用・保守業務】

運用・保守費用総額、同運用・保守料の月額を記載すること。

※基準以上の利用に際し、追加費用がかかる場合は、料金体系を明示すること。

## E. CD-ROM

上記 A から D を PDF(文字検索が可能な状態)で作成し、CD-ROM で提出すること。

### (3) 提案等に関する質問及び回答

本提案に関する質問は、仕様書や提案書作成要領等に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとする。

ア 受付期限:令和 8 年 7 月 9 日(木)正午

イ 提出方法:「6. 照会先」に定める照会先宛てに質問書(様式 11)を Word データにて電子メールで提出する。その際の件名は「(那覇市公式ホームページ)生成 AI チャットボット導入事業に係る質問書の提出」とすること。

ウ 回答方法:令和 8 年 7 月 14 日(火)までに HP へ回答書を掲載する。

### (4) 参加の辞退

参加表明書の提出後、参加の辞退を行う場合は、代表者の署名、押印がされた任意の書式により申し出ること。

### (5) 提案の無効

- ① 「3.参加要件」の条件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類が期限に間に合わなかった場合
- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 見積書が提案上限額を超過した場合
- ⑥ 見積書と内訳書の価格が一致しない場合
- ⑦ 見積書の日付、金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字について誤字、脱字がある場合。  
あるいは認識しがたい見積、又は金額を訂正した見積をした場合
- ⑧ 談合その他不正行為があった場合

## 6. 照会先

那覇市 総務部 秘書広報課 広報グループ

担 当:砂川(スナガワ)、徳元(トクモト)

所在地:〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市本庁舎 5 階

電 話:098-862-9942 F A X:098-869-8190

E-Mail:エス エス エイチアイエスワイオ 001@city.naha.lg.jp

## 7. 提案審査評価及び選定に関する事項

### (1) 審査区分及び審査方法

審査は提案審査、価格審査2区分で実施する。審査区分、審査方法は以下のとおり。

審査区分	審査方法
提案審査	提案書の書類審査とプレゼンテーション(デモンストレーション含む)による審査を行う
価格審査	費用見積額による価格点の算出を行う

※提案審査は、別紙 3「評価基準」に基づき実施する。

## (2) 配点

審査点は 175 点満点とし、審査区分における配点は次のとおり

提案審査            160 点

価格審査            15 点

## (3) 提案審査の実施(予定)

実施期日:令和 8 年 8 月 25 日(火)

実施場所:那覇市役所本庁舎内会議室

時 間:40 分以内(プレゼン 30 分、質疑応答 10 分)

内 容:プレゼンテーション(デモンストレーション含む)による「提案書」の内容評価及び機能評価

※プレゼンテーション時に資料の追加提出は認めない

参加人数:入室者は4名までとする。受託した場合のプロジェクト責任者又は業務リーダーを含めること(オンライン時も同様とする。)

そ の 他:ディスプレイのみ事務局にて用意します。(接続端子は HDMI 端子のみ)

オンラインでの提案も実施可能です。その場合、提案者は 1 名以上来庁し、PC や通信環境の準備、操作を行うこと。ただし、通信不良等による映像及び音声の乱れ、中断があった場合も時間の考慮は行いません。

## (4) 価格審査の実施

見積価格に応じ点数化する。提案上限総額(9,240,000 円)から 52,800 円(提案上限総額÷175 点)単位で減額ごとに 1 点を加点とし、提案上限総額との差額が 792,000 円(52,800 円×15 点)以上の場合、価格点満点(15 点)とする。

## (5) 審査結果の公表

結果については、選定後、速やかに那覇市公式ホームページにより公表する。その内容は優先交渉権者名及び次点交渉権者名のみとし、結果に対する異議は一切受け付けない。

## (6) 優先交渉権者の決定

審査の結果において、順位を第一位とした委員の数が最も多い事業者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第一位とした委員の数が次に多い事業者を次点交渉権者に選定する。ただし、以下に

該当する場合は、優先交渉権者として選定しない。

ア 全ての審査委員の評価点の合計が満点の 6 割に満たない場合。ただし過半数の審査委員の評価点が 6 割を超えている場合は除く。

イ 審査委員の過半数の評価点が 6 割に満たない場合。

(7) 採用候補順位の決定

優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、採用を決定する。協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議に入るものとする。

8. その他

(1) 注意事項

ア 提案者は1つの提案のみ行うこと(複数提案は不可)。

イ 提案書類等の書類作成、提出にかかる一切の費用は提案者の負担とする。また、やむを得ない理由などにより、本公募型プロポーザル(以下、「本公募」という。)を中止することがあるが、この場合、本公募に要した費用を本市に請求することはできない。

ウ 提供された提案書類一式は返却しないものとする。なお、提出書類等については、本市組織内でコピー・配布することはあるが、提案者に断りなく他地方公共団体や他社への配布は行わない。

エ 応募者が 5 者を超える場合は、書類審査を行い、審査対象となる 4 者程度を選定するものとし、選外となった者については、別途通知する。

(2) 著作権等の権利

提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した提案書については、本市が必要と認める場合には、本市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

(3) 言語及び通貨単位

本公募において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。